

◆要求水準書(設計・建設編)に対する質問への回答

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------|-----|-----|-------|--------------------|---|--|
| 32 | 1-2 | 1 | 1.1 | 1.1.6 | 1.1.6.1 地形、地質等 | 建設可能ラインの内側まで、処分場の堆積物が侵入しているように見受けられますが、その場合、処分はどのように行えばよいのでしょうか。 | 廃棄物が確認された場合は現処分場に処分してください。 |
| 33 | 1-2 | 1 | 1.1 | 1.1.6 | 1.1.6.3 周辺道路 | 「周辺道路」とは、施設入口と建設可能範囲を結ぶ搬入道路部分を指すものとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 34 | 1-2 | 1 | 1.1 | 1.1.7 | 整備工事工程 | 『竣工：各施設別に引渡し後とする。(予定)』とありますが、リサイクルセンター及び熱回収施設とも全ての性能試験を満足し、工事が完成した時点でそれぞれ引渡しを行い、その時点から施工のかし担保期間が始まるという理解でよろしいですか。 | お見込みのとおりです。 |
| 35 | 1-7 | 1 | 1.2 | 1.2.5 | 部分使用 | 「工事竣工前に、部分使用する場合は、本組合の定めに従って監督員の指示をうけ処理する」とございますが、「本組合の定め」とはどのようなもののでしょうか。 | 構成市町及び組合の契約規程などを指します。 |
| 36 | 1-10 | 1 | 1.3 | 1.3.2 | 1.3.2.2 (2)現場管理 | 1月13日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答」において、No.165回答に「最終処分場の下流側の整備工事」とありますが、どのような工事を実施するのでしょうか御教示下さい。(工事の目的・施工箇所等) | 最終処分場の下流側法面の整地工事などです。工事範囲については、別紙11をご参照ください。 |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------|-----|-----|-------|---------------------------|--|--|
| 37 | 1-11 | 1 | 1.3 | 1.3.2 | 1.3.2.4 施工管理 | <p>(2)ボイラ・タービン主任技術者、電気主任技術者の配置に関して、「…各種認可手続きを行なう」及び運営・維持管理編3-1頁 3.管理運営体制 3.2有資格者の配置にて記載されている事項に記載内容について</p> <p>今回の更新工事では既設粗大ごみ処理施設、既設資源化施設及び既設焼却施設それぞれの解体工事を行なうまでは、新設リサイクルセンター、新設熱回収施設と併用して運転を行う時期があります。</p> <p>その場合、電気主任技術者は、1 需要施設に対して1人の電気主任技術者という考え方、そして既設リサイクルセンターと既設焼却施設の運営・管理はお客様であるとの考え方に基づけば、既設焼却施設の解体まではお客様側の電気主任技術者殿が管理することとなり、既設焼却施設解体後に電気主任技術者の切替となる考え方によろしいでしょうか。この考え方に基づけば、既設焼却施設の解体工事までの間、熱回収施設は60kV級の受電設備を有する為、お客様側にて第2種電気主任技術者の有資格者が新設熱回収施設の特高を受電してから既設解体(既設での受電終了時)まで必要になります。</p> | 既設焼却施設の解体後ではなく、新しい施設の建設に合わせ必要となった時点で事業者にて配置していただきます。 |
| 38 | 1-12 | 1 | 1.3 | 1.3.2 | 1.3.2.6 (2)地中障害物 | <p>1月13日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答」において、No.175回答に「汚染土壌等が…協議し決定します。」とありますが、ここでいう「協議」の目的は「事業者の善管注意義務違反がなかったことの確認を行う」ことであり、事業者の対応に問題がない場合は貴組合にて負担頂けると理解して宜しいでしょうか。</p> | 協議内容が「事業者の善管注意義務違反がなかったことの確認を行う」のみとは限りません。なお、組合に責めのある場合は、組合が負担します。 |
| 39 | 1-13 | 1 | 1.3 | 1.3.2 | 1.3.2.6 (15)負担金 | <p>敷地境界の第1取合点までの引込みは組合様の負担、第1取合点以降の新設受電設備までのケーブル敷設が請負者負担と理解してよろしいでしょうか。</p> | 敷地境界までの引き込みは組合負担です。 |
| 40 | 1-16 | 1 | 1.6 | 1.6.2 | 試運転及び運転指導に係る費用 | <p>質問No192に『試運転時に発生する売電収入は事業者の収入』とありますが、建設工事請負者の収入の意と考えてよろしいでしょうか。</p> | お見込みのとおりです。 |
| 41 | 1-17 | 1 | 1.6 | 1.6.2 | 1.6.2.2.(3) 請負者の費用負担範囲 | <p>「(3)予備性能試験及び引渡性能試験等の各種試験を実施する場合の計測分析費用及び環境モニタリング費用。」とありますが、環境モニタリング費用とは、性能試験項目のうち敷地境界の騒音、振動、悪臭の測定費用との理解でよろしいでしょうか。</p> | 敷地境界の騒音、振動、悪臭の測定費用には限りません。 |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------|-----|-----|-------|-----------------------------------|--|---|
| 42 | 1-24 | 1 | 1.7 | 1.7.2 | 表1-1性能試験の項目と方法(熱回収施設)(2/4)番号4 | ダイオキシン類含有量の測定回数が「それぞれ2回/箇所以上」と複数の測定対象があるような記載となっておりますが、測定対象はダイオキシン類のみとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 43 | 1-24 | 1 | 1.7 | 1.7.2 | 表1-1性能試験の項目と方法(熱回収施設)(2/4)番号4 | 焼却残渣保証値について「重金属類とダイオキシン類においては飛灰等安定化物と同等とする。」との記載がございますが、測定回数、分析方法も飛灰に準ずるとの理解で宜しいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 44 | 1-24 | 1 | 1.7 | 1.7.2 | 表1-1性能試験の項目と方法(熱回収施設)(2/4)番号5 | サンプリング場所が「臭気の排出口付近」とありますが、脱臭装置の排気口を指しているとの理解で宜しいでしょうか。 | 実施要領書策定時に協議します。 |
| 45 | 1-24 | 1 | 1.7 | 1.7.2 | 表1-1性能試験の項目と方法(熱回収施設)(2/4)番号6 | サンプリング場所が「ろ過式集じん器出口・排出口において監督員の指示する場所」とありますが、環境集じん装置を指すとの理解で宜しいでしょうか。 | 実施要領書策定時に協議します。 |
| 46 | 1-25 | 1 | 1.7 | 1.7.2 | 表1-1性能試験の項目と方法(熱回収施設)(3/4)番号15~18 | 外気温度36°Cにおいてとの指定がありますが、外気温度36°Cとなるのは真夏の限られた時間帯であり、性能試験期間中に所定条件の気象条件とはならないことが予想されます。引渡性能試験は空調・換気設備の所定風量が確保されていることを確認するものと考えればよろしいでしょうか。 | 所定の気象条件にならない場合は換算方法等について実施要領書策定時に協議します。 |
| 47 | 1-31 | 1 | 1.9 | | 性能保証 | 「(2)10年以内ごとに、かかる保証の内容を確認し、本施設の稼働期間に亘ってこれを繰り返すこと。…」と記載されていますが、「稼働期間」とは運営事業期間と考えてよろしいでしょうか。運営事業期間終了後、本業務受託者以外の第三者にて運転管理が行われた場合、適切な維持補修の実施が保証されません。 | お見込みのとおりです。なお本期間は事業期間に限らず施設が稼働している期間を指します。 |
| 48 | 1-31 | 1 | 1.9 | | 性能保証 | 『本施設の稼働期間に亘ってこれを繰り返すこと。』とありますが、保証期間については稼働期間でなく、入札説明書2頁で規定される事業期間と理解します。 | 本期間は事業期間に限らず施設が稼働している期間を指します。 |
| 49 | 2-4 | 2 | 2.2 | 2.2.2 | 2.2.2.1(3)表2-2可燃ごみの組成 | 質疑回答のNo.228において「リサイクルセンターからの可燃物は含まれています」とのことですが、リサイクルセンターからの可燃残渣と不燃残渣の性状及び発生量をご提示願います。 | 発生量については要求水準書(設計・建設編)表2-1をご参照ください。性状についてはデータはありません。 |
| 50 | 2-5 | 2 | 2.2 | 2.2.3 | 2.2.3.2リサイクルセンター | 粗大ごみは、粗破碎後可燃抜き取り方式とありますが、粗破碎物からの抜き取りは困難なため、二次破碎後、破碎残渣処理装置(トロンメル等)による選別として宜しいでしょうか？ | 事業者提案に委ねます。 |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------|-----|-----|-------|---------------------------|--|--|
| 51 | 2-6 | 2 | 2.2 | 2.2.3 | 2.2.3.5ユーティリティ ④ | 「敷地周辺のインフラの整備は発注者が行い、敷地内への引込み等は請負者が行う。」との記載に従い、敷地外の既存井水系統の各設備、配管、ケーブル等についても、竣工後15年間の使用を見込んだインフラ整備を実施いただけるものと理解します。 | 既存の井水系統の各設備、配管、ケーブル等については、整備を予定しておりません。 |
| 52 | 3-13 | 3 | 3.2 | 3.2.1 | 3.2.1(5)設計基準 | 「②搬出入者は事業所別、車輛番号、車体重量を記憶したカードを運転席(乗用車から大型トラックの高さに対応する)にのったままカードリーダーに差し込み計量する。」とありますが、計量カードを持った搬出入者(登録車)で乗用車はあるのでしょうか。また、登録車のタイプを御教示下さい。 | 登録されている乗用車はありません。 |
| 53 | 3-54 | 3 | 3.5 | 3.5.6 | 3.5.6.6脱硝薬剤噴霧 注入器(炉内用) | 1月13日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答」において、No.373およびNo.374回答にて炉内脱硝設備を設置する旨のご回答がありますが、触媒脱硝装置によりNOxの排ガス規制値を遵守することを前提に、薬剤消費量の低減や作業環境の保持を合理的に考慮した上で、炉内脱硝設備の設置要否は事業者による提案とさせていただきます。ご再考願います。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 54 | 3-55 | 3 | 3.6 | | 発電設備 | 非常用発電装置について、「3-55頁 商用電源とは並列運転しない。」「3-55、3-92頁には商用電源とは瞬時並列運転する。」の両方の記載が仕様書にあることに対する回答が「要求水準どおりとし・・・」とされています。どちらの記載を正として見積計画すればよいか、回答願います。 | 瞬時並列運転が可能なものとして計画してください。 |
| 55 | 3-67 | 3 | 3.7 | 3.7.7 | 白煙防止用空気加熱器 | 1月13日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答」において、No.401回答にて「煙突出口排ガス温度は事業者による提案」とありますが、白煙防止条件の遵守を前提に、白煙防止用空気加熱器の設置要否について熱回収率向上を考慮した提案をさせていただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 56 | 3-67 | 3 | 3.7 | 3.7.7 | 白煙防止用空気加熱器 | 白煙防止用空気加熱器の設置が必要な場合、形式は蒸気式とのご指示がありますが、その形式について熱回収率向上を考慮した方式を提案させていただけないでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 57 | 3-68 | 3 | 3.7 | 3.7.8 | (3)主要項目 | 「高さ 59m」とありますが、煙突設置位置の地盤レベルを基準とした高さとの理解でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。ただし、提案する排ガス等の条件を踏まえ、環境影響評価における評価に問題がないことが前提となります。 |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------|-----|------|--------|--------------|--|---|
| 58 | 3-72 | 3 | 3.9 | 3.9.4 | 灰分散装置(スプレッダ) | 「本装置は灰ピットへ焼却灰を落とす際一部分に堆積するのを抑止するため、灰を飛散させる装置」とありますが、灰ピットへの灰シュートの形状を工夫すること等の事業者の実績を考慮して、本装置を設置しない提案とすることは可能でしょうか。 | 一カ所に溜まらないようになり、かつ灰クレーンとの緩衝がないことを前提に事業者提案に委ねます。 |
| 59 | 3-78 | 3 | 3.9 | 3.9.11 | (3)主要項目 | 「原則として1日分の発生量を5時間で処理できる能力とする」とありますが、事業者の実績等により、処理時間の変更(能力の変更)を行っても構わないと考えても宜しいでしょうか? | 要求水準書のとおりとします。 |
| 60 | 3-79 | 3 | 3.9 | 3.9.12 | (4)主要機器 | 集じん灰処理物搬送における、分散機設置の必要性は、事業者判断にて決定とさせていただけないでしょうか? | 一カ所に溜まらないようになり、かつ灰クレーンとの緩衝がないことを前提に事業者提案に委ねます。 |
| 61 | 3-81 | 3 | 3.10 | 3.10.2 | 用水計画(2) | 新規に整備する水源を含めた地下水の系統図をご提示願います。 | 現時点では決定しておりません。 |
| 62 | 3-81 | 3 | 3.10 | 3.10.2 | 用水計画(2) | 1月13日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答」において、No.431回答にて給水設備に関して、「事業者の提案に委ねます。ただし、受水槽は設けてください。」とありますが、ボイラ用水受水槽とプラント用水受水槽を兼用した、容量に十分余裕を持った受水槽を設け、かつボイラ用とプラント用のポンプを各々設置するものとしてよろしいでしょうか。 | ボイラ用受水槽とプラント用受水槽は分けることを基本とします。 |
| 63 | 3-81 | 3 | 3.10 | 3.10.2 | 用水計画(2) | 入札説明書等に対する第1回質問への回答 No.241にて配管サイズを3種類(75mm、65mm、50mm)ご回答いただきましたが、事業者は取合点である敷地境界から3本の井水配管を施設内に引き込むよう計画すればよろしいでしょうか。 また、工事期間中の生活用水(工事現場用および先行工事により完成した施設用)を既設 焼却施設の生活用水ラインから分岐いただくことは可能でしょうか。 | お見込みのとおりです。 分岐は可能です。ただし、整備費用は事業者負担とします。また、既設の運転への影響も十分に考慮してください。 |
| 64 | 3-81 | 3 | 3.10 | 3.10.2 | 用水計画(8) | 第1回質問回答(NO.431)にて、給水フローは事業者提案とのご回答ですが、各水槽の2槽分割化の可否についても事業者提案と考えて宜しいでしょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------|-----|------|--------|-----------------|---|--|
| 65 | 3-91 | 3 | 3.12 | 3.12.1 | 3.12.1.1受電設備 | 「リサイクルセンターは熱回収施設より早く稼働させる必要があるため、稼働当初の受電は電力会社と協議し」とありますが、既設熱回収施設と新設リサイクル施設が並列して商用運転する期間は、電力会社より新設リサイクル施設用に別途6.6kV高圧系統を1回線受電できると考えて宜しいでしょうか？入札参加者から役所等への事前確認が不可のことですので組合殿から電力会社への確認をお願いできないでしょうか。 | ご質問の場合既設の熱回収施設から配電することを想定しております。ただし、最終決定は電力会社との協議によります。なお、工事費用は事業者負担です。なお、リサイクルセンターと熱回収施設の建設順序は事業者提案に委ねます。 |
| 66 | 3-92 | 3 | 3.12 | 3.12.1 | 3.12.1.3他施設への配電 | 1月13日付で公表された「入札説明書等に対する第1回質問への回答」において、No.454回答に「なお、井戸の情報については・・・」とありますが、ここでいう「井戸」はどの井戸を指すものでしょうか。 | 既設で使用している2箇所の井戸並びに新規に整備する井戸1箇所を指します。 |
| 67 | 3-92 | 3 | 3.12 | 3.12.1 | 3.12.1.1受電設備 | 「リサイクルセンターは熱回収施設より早く稼働させる必要がある為・・・」との記載に関連し、熱回収施設が運転するまでの間のリサイクル施設側での非常用電源を既設焼却施設の非常用発電装置に接続することは可能でしょうか。可能であれば、既設焼却施設の非常用発電機の運転電圧や外部取出用の予備電源送り回路等がわかる図面をご提示願います。 | 接続できません。 |
| 68 | 3-92 | 3 | 3.12 | 3.12.1 | 3.12.1.1受電設備 | 『リサイクルセンターは熱回収施設よりも早く稼働させる必要があるため・・・』の内容について確認いたします。一連の本事業における受電の考え方は、『電力会社の供給条件により1構内1需要場所』の原則に基づき、下記のような計画として考えればよろしいでしょうか。 ①リサイクルセンターへの給電の考え方 新リサイクルセンターへの給電は、旧焼却施設から旧リサイクル施設への給電ラインを停止し、旧リサイクル施設送りの高圧しゃ断器を流用して新リサイクル施設に給電する。 ②熱回収施設の受電時 九州電力から旧焼却施設への給電を停止する。(このとき、旧焼却施設から新リサイクルセンターへの給電も停止する。)熱回収施設にて特別高圧受電を行い、新リサイクルセンターは熱回収施設より高圧にて給電する。 以降は旧焼却施設への給電は停止されます。 | リサイクルセンターを先に整備する場合、リサイクルセンター新設後に既存の熱回収施設から配電、既存リサイクルセンターの使用を中止、新規熱回収施設稼働時に特別高圧受電をし、新規リサイクルセンターに配電、既存熱回収施設の使用を中止、の流れを想定しております。ただし、最終決定は電力会社との協議によります。 |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------|-----|------|--------|--------------------------|---|---|
| 70 | 3-99 | 3 | 3.12 | 3.12.6 | 3.12.6.1 (4)設計基準 ⑨ | 「要求水準書どおり」との回答を頂きましたが、ごみピットゲート装置、ごみクレーン、各種クレーン、排水処理設備、純水設備、空気圧縮機等は除いて要求仕様書どおりとすると理解してよろしいでしょうか。飛灰処理コントロールセンター盤も同様に、コントロールセンター等の集中配置になじまないものと考えことから、機側に給電・制御共に行う現場制御盤を設置することとして計画しています。 | 飛灰処理コントロールセンター盤については、ご質問の計画でかまいません。ただし、故障表示は、現場制御盤の一括故障の信号だけでなく極力細分化してください。 |
| 71 | 3-103 | 3 | 3.13 | 3.13.1 | 3.13.1.2 (2)操作監視 ⑩ | 「⑩建築設備の監視を原則として取り込む」とありますが、計装設備のオペレータコンソールでは、プロセスに関わる飲料用受水量等の建築設備にて測定する項目を監視するという理解でよろしいでしょうか。また、建築設備の監視制御は、建築設備専用のオペレータコンソールを計装設備のオペレータコンソールと列盤として設けるという理解でよろしいでしょうか。 | 操作面数が確保されていることを前提に、事業者提案に委ねます。 |
| 72 | 3-105 | 3 | 3.13 | 3.13.3 | 公害自動監視 | 「表示方法は、・・・グラフィックパネル上デジタル表示等を行い・・・」とありますが、グラフィックパネルをビデオプロジェクタと読み替えてよろしいでしょうか。の質問に対し要求水準書のとおりにします。とのご回答ですが、中央制御室のディスプレイ表示は、DCS表示の理解で宜しいでしょうか。また、グラフィックパネル上デジタル表示の「グラフィックパネル」とは具体的にこういったものをイメージされておられるのでしょうか御教示願います。 | 中央制御室のディスプレイ表示は、大画面のDCS表示でもグラフィックのパネル式でも可能とします。処理フローと主要機器の作動状況がわかるものを想定しています。 |
| 73 | 4-6 | 4 | 4.2 | 4.2.8 | 4.2.8(4) 設計基準 | 「ヤードの要所には、耐磨耗性に優れたブリッジ検出装置を設ける。」と記載いただいておりますが、本文の「ヤード」は「投入ホッパ」と解釈してよろしいでしょうか。(ヤードではブリッジは発生しないと考えます。) <p>また、ホッパのブリッジ検出装置であった場合、投入ホッパ、および不燃ごみ供給コンベヤ幅を十分な大きさとし、ブリッジが発生しないように計画することをブリッジ検出装置設置の代替策としてよろしいでしょうか。</p> | お見込みのとおりです。事業者提案としますが、ブリッジの恐れがある場合は事業者責任において本装置を設置するものとします。 |
| 74 | 4-8 | 4 | 4.3 | 4.3.1 | (5)設計基準 | 「一次破碎機は破碎機内への希釈空気常時吹き込みによる防爆対策で対応も含め事業者提案に委ねます」と記載ありますが、質問回答550では同じ内容に関して「要求水準書のとおりに(＝不活性ガス等の自動注入等による酸素濃度低下対策)とします。」と回答いただいております。 <p>「防爆対策は事業者提案に委ねる」と理解してよろしいでしょうか。</p> | 事業者提案に委ねます。 |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------|-----|-----|-------|----------|---|--|
| 75 | 4-9 | 4 | 4.3 | 4.3.2 | (5)設計基準 | 二次破碎機に直投する粗大ごみの処理物最大寸法をご教示願います。 不明な場合は、「幅0.9m×長さ1.8m×高さ0.9m」と考えてよろしいでしょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |
| 76 | 4-9 | 4 | 4.3 | 4.3.2 | (5)設計基準 | (5)設計基準 ⑩油圧ユニットについて、第1回質問回答 No.553において「要求水準書のとおりとする(=油圧ユニットは設置すること)」とご回答いただいておりますが、二次破碎機として縦型高速破碎機を計画した場合、油圧ユニットは不要となります。 二次破碎機として縦型破碎機を計画する場合、油圧ユニットは削除してよろしいでしょうか。 また、油圧ユニットが必須である場合、二次破碎機は「供給装置付の横型破碎機にすること」という破碎機の型式指定と解釈してよろしいでしょうか。 <横型高速破碎機の供給装置は一般的に油圧ユニット駆動となります> | 駆動能力が同等であることを前提に、高圧電動機でも可能とします。 |
| 77 | 4-14 | 4 | 4.6 | 4.6.6 | その他貯留ヤード | その他貯留ヤードに貯留した蛍光灯、ビン、缶、ペット等の場外搬出について、運営事業者の業務は搬出車両への積込作業のみと考えてよろしいでしょうか。 | 事業者の業務範囲は積込作業のみとします。なお、蛍光灯の処理費用(年間24万円程度)は事業者負担です。 |
| 78 | 4-14 | 4 | 4.6 | 4.6.5 | 荷重計測器 | 「本装置は…各搬送物の加重を連続的に計測し…」と記載いただいておりますが、第1回質問回答 No.556で「計量機と関連させたものとしてよろしいでしょうか」の質問に対し、「事業者提案に委ねます」とご回答いただいております。 これは、「荷重計測器」を「計量機(トラックスケール)」とし、「連続的に計測」は「計量機で搬入物・搬出物を毎回計測する」でも良いというご回答と解釈してよろしいでしょうか。 また、用途に応じて、計量精度の高い方式を選定してよろしいでしょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------|-----|------|--------|--|--|---|
| 79 | 4-22 | 4 | 4.11 | 4.11.6 | 4.11.6.7帳票類 | <p>自動計量システムにより収集するデータ(搬入車台数、ごみ搬入量、資源物搬出量)は、自動計量システムのデータ処理装置(PC)にて管理することでよろしいでしょうか。</p> <p>また、第1回質問回答 No.528にて、「既存ごみ処理施設のごみ計量機を使用することは可能」とご回答いただいておりますが、既存ごみ処理施設のごみ計量機を使用させていただく期間は、既存の計量機のデータ処理装置にて搬入車台数等のデータ収集いただくものとしてよろしいでしょうか。</p> | DCSにおいても管理するものとします。 なお、既存の計量機を使用している期間はデータ収集及び情報提供は行いますが、新施設に係るデータについては別途管理していただきます。 |
| 80 | 5-5 | 5 | 5.4 | 5.4.2 | 5.4.2.1(1)② 5.4.2.2(1)② プラットホーム出入口 | 「回転半径は15m以上として計画する。」とございますが、本項目は必須でしょうか。 | 原則要求水準書のとおりとします。ただし、利用する車両を考慮し適切な軌跡検討の上に安全性及び利便性に支障がない場合はこの限りではありません。 |
| 81 | 5-5 | 5 | 5.4 | 5.4.2 | 5.4.2.1(1)③ プラットホーム出入口扉 | 両開きスライドドアとの指定がございますが、3.2.3プラットホーム出入口扉の項目では、形式が事業者提案となっております。プラットホームで入口扉については、方式、仕様等は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 82 | 5-10 | 5 | 5.4 | 5.4.2 | 5.4.2.2(1)③ プラットホーム出入口扉 | 両開きスライドドアとの指定がございますが、4.2.3プラットホーム出入口扉の項目では、形式が事業者提案となっております。プラットホームで入口扉については、方式、仕様等は事業者提案と考えてよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 83 | 5-16 | 5 | 5.4 | 5.4.3 | 5.4.3.3構造計算 (3) | 回転機器の静止荷重は自重の5倍を見込むこととありますが、事業者の実績を考慮すると過大であると判断します。回転機器の静止荷重は事業者の実績から十分余裕を見込んだ倍数を考慮するものとし、事業者提案としてよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 84 | 5-16 | 5 | 5.4 | 5.4.3 | 5.4.3.3構造計算 (8) | 煙突を工場建屋一体型にした場合、振動解析は確認申請上不要と思われるので、省略してよろしいでしょうか。 | 要求水準書のとおりとします。 |
| 85 | 5-21 | 5 | 5.5 | | 建築設備工事 | 要求水準のなかで「〇〇を提出すること」「〇〇を明示すること」との記載が複数箇所ありますが、提出図書に該当内容を記載する部分が無いことから、実施設計時に提出との理解でよろしいでしょうか。(例 5.5.2.2.③口、「盤類仕様一覧表(プラント仕様参照)を提出すること」 5.5.2.2.(8)②「主要な設備機器の仕様、数量、設備場所を明示すること」等) | お見込みのとおりです。 |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------|-----|-----|-------|-----------------------|--|---------------------------------|
| 86 | 5-22 | 5 | 5.5 | 5.5.2 | 5.5.2.2 設計基準 | (1)幹線動力設備 ③設計方針 ト. 幹線設備、動力設備、電灯設備、エレベータの運転、消防設備の集中監視(プラント電気設備のオペレータコンソール液晶ディスプレイによる集中型)と記載されています。 一方、プラント電気設備のオペレータコンソールの操作監視として、3-96頁 3.12.3.5 電力監視設備 (3)項に記載されていますが、建築設備の内操作監視項目について記載がありません。 よって、建築設備における幹線設備、動力設備、電灯設備、エレベータの運転、消防設備の集中監視は、中央制御室に別途、建築設備専用オペレータコンソールを設けて監視制御する提案とさせていただけないでしょうか。 | 操作面数が確保されていることを前提に、事業者提案に委ねます。 |
| 87 | 5-34 | 5 | 5.5 | 5.5.3 | 5.5.3.2(3)8口 雑散水 | 「道路散水車用給水口は、屋外消火栓箱に……」とございますが、5.3.2.3 植栽(4)(p.5-3) では道路洗浄用散水栓の指定がございます。道路散水の方式については、いずれかを事業者で選択して提案するものと考えてよろしいでしょうか。 | 原則、道路洗浄用散水栓を設置してください。 |
| 88 | 5-37 | 5 | 5.5 | 5.5.4 | 5.5.4④二酸化炭素消 火設備 | 要求水準にて設置場所の指定がございますが、最終的な設置場所は所轄消防との協議の上決定されるとの理解で宜しいでしょうか。 | 組合との協議が必要です。 |
| 89 | 5-37 | 5 | 5.5 | 5.5.4 | 5.5.4⑥放水銃装置 | 第1回質問回答NO.289にてごみピット放水銃の数量については事業者提案とのお返事をいただいておりますが、「構造は、65mm放水銃(ノズル19mm)とする」との記載についても、数量と合わせて事業者が提案するものと考えてよろしいでしょうか。 | ごみピット全面をカバーできることを条件に事業者提案に委ねます。 |
| 90 | 5-39 | 5 | 5.5 | 5.5.6 | 5.5.6.2(3) 換気、排煙設備 | 「③炉室及び機械室等、作業環境を考慮し、外気温度+10℃程度となるように、設計すること。」と記載がある一方、性能試験の項目と方法(p.1-25, p1-27)において外気温と保証室温のΔtが、炉室9℃、機械関係諸室6℃となっています。外気温36℃は、年間の限られた時間帯の条件であり、過大な換気設備となる可能性があります。過大設備とした場合換気設備動力消費が増え、CO2排出量を増やすことになります。環境保全の面から、他施設でも一般的に採用されている、外気温度+10℃程度で設計することを正としてよろしいでしょうか。 | 外気温度+10℃程度とします。 |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|-------------|-----|------------|--------------------------|------------------------|--|--|
| 91 | 5-39 | 5 | 5.5 | 5.5.6 | 5.5.6.2(3) 換気、排煙設備 | 「⑦騒音については基準値を厳守すること。」とありますが、敷地境界における騒音基準と解釈してよろしいでしょうか。 | 居室環境及び作業環境も含まれます。 |
| 92 | 6-3 6-17 | 6 | 6.1 6.4 | 6.1.11 6.4.2 6.4.5 | 排水と付着物 | 解体時の洗浄水及び付着物は集積・適正保管し、新設の熱回収施設にて事業者による試運転または本運転時に炉内噴霧や再焼却等により適正処分するものとしてよろしいでしょうか。 | 新施設では処理・処分はできません。別途事業者の責任において処理・処分してください。 |
| 93 | 6-5 | 6 | 6.2 | 6.2.3 | 6.2.3(1)e.イ 構内道路等設備 | 「藤ヶ谷清掃センター敷地内の、アスファルト舗装、コンクリート舗装、縁石等及び雨水排水設備の解体撤去。」とありますが、「藤ヶ谷清掃センター敷地内」とは、「図1.1 土地利用計画平面図」の建設可能範囲部との解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |
| 94 | 6-7 | 6 | 6.2 | 6.2.3 | (1)d.電気・計装設備 | 残存するキュービクルや、トランス・コンデンサ等の数量をご教示ください。 | 別紙12をご参照ください。 |
| 95 | 6-10 | 6 | 6.2 | 6.2.11 | (3)災害防止 | 血中ダイオキシン類濃度測定者は、除染作業員3名、解体作業員3名程度と考えてよろしいでしょうか。 | 当該作業に従事した労働者の全てとします。 |
| 96 | 6-16 | 6 | 6.4 | 6.4.1 | 6.4.1.2作業区域の隔離 | 「建屋内を常に負圧に保ち・・・」とありますが、それは作業中の8～9時間程度と考えてよろしいでしょうか。 | 負圧時間は飛散防止対策が十分であることを前提に事業者提案に委ねます。 |
| 97 | 6-16 | 6 | 6.4 | 6.4.1 | 6.4.1.2作業区域の隔離 | 「排気は定期的に粉じん量の分析を行い・・・」とありますが、それはデジタル粉塵計による測定を行い、ダイオキシン類との相関関係を求める日常管理的な方法でよいのでしょうか。あるいは、公定法分析を行うのでしょうか。公定法分析を行うのであれば、除染期間に1回、解体期間に1回程度と考えてよろしいでしょうか。 | 公定法による分析は必要です。回数については要求水準書のとおりとします。その他につきましては事業者提案に委ねます。 |
| 98 | 6-16 | 6 | 6.4 | 6.4.1 | 6.4.1.2作業区域の隔離 | 負圧集塵機の排気測定は、作業区域毎に測定しますが、作業区域毎の代表の1箇所でもよろしいでしょうか。 | 事業者提案に委ねます。 |
| 99 | 6-18 | 6 | 6.5 | 6.5.1 | 一般概要 | 「付着物除去工事終了後、ダイオキシン類濃度測定を行い・・・」とありますが、付着物の分析結果と解して宜しいでしょうか。 | コンクリートガラ等の溶出試験です。 |
| 100 | 6-18 | 6 | 6.5 | 6.5.1 | 一般概要 | コンクリートガラ等の分析については、どの箇所を分析検体とお考えでしょうか。また、重金属類分析の指定項目はございますでしょうか。 | 適切な処理・処分方法の判断が可能であることを前提に事業者提案に委ねます。 |
| 101 | 6-25 | 6 | 6.6 | 6.6.3 | 6.6.3.6資源化物ストックヤード工事 | 資源化物ストックヤード(約300㎡)の屋根設置は300㎡全てでよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。 |

| No. | ページ | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 項目名 | 質問 | 回答 |
|-----|------|-----|-----|-------|--------------------|--|--------|
| 102 | 6-25 | 6 | 6.6 | 6.6.3 | 6.6.3.6 (1)設計基準 | 資源化物ストックヤードは、既存ごみ焼却施設の解体前に確保する必要がありますか | ありません。 |